（前のページより続き）
○高圧ガス保安法第三十五条第一項第一号の規定に基づき、指定保安検査機関を指定した件（同一〇五）　三九
○中小企業信用保険法第二条第五項第五号の業種を指定する件（同一〇六）　四一
○低騒音型建設機械の指定に関する件（国土交通四九一）　四一
○排出ガス対策型建設機械の指定に関する件（同四九二）　四二
○佐賀空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（同四九三）　四三

〔官庁報告〕

官庁事項　四三

国家サイバー統括室に企画官等を置く規則（内閣官房）　四三
内閣官房の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任をした件の一部を改正する件（同）　四三
個人情報の保護に関する法律第百二十六条及び個人情報の保護に関する法律施行令第三十二条第一項の規定に基づき、内閣官房における内閣総理大臣の所掌に係る権限又は事務の一部について委任した件の一部を改正する件（同）　四四
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　四四
国家試験
令和七年度情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　四五
基本測量関係事項公告（国土交通省）　四八

〔資　料〕

国庫歳入歳出状況（令和六年度令和七年四月分）、（令和七年度令和七年四月分）（財務省）　四八

## 内閣官房令

**○内閣官房令第六号**

国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）附則第十二項及び第十四項の規定に基づき、国家公務員退職手当法附則第十二項、第十四項及び第十六項の規定による退職手当の基本額の特例等に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和七年六月三十日

内閣総理大臣　石破　茂